

# 鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲

提案事項	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲
移譲事務	有害鳥獣捕獲等の許可、許可証等の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消等	鳥獣の飼養の登録、登録票交付等	販売禁止鳥獣等（ヤマドリ及びその卵とそれらを加工した食料品）の販売許可、許可証交付、違反者に対する措置命令、許可の取消等
本県の移譲状況	県内の全63市町村に特例条例により権限移譲済（平成20年度に移譲完了）	県内の全63市町村に特例条例により権限移譲済（平成12年度に移譲完了）	県内の61市町村に特例条例により権限移譲済
効果	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの相談や通報に対して、迅速な調査や地元狩猟者との円滑な連携がしやすく、農作物被害等に速やかに対応できる。	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの問い合わせや相談に対して、迅速に対応できる。	現場に近く地域の実情に詳しい市町村が処理することで、住民からの相談や通報に応じた事業者指導等に、迅速に対応できる。

現行法では都道府県の権限となっているが、事務の内容や権限移譲の状況を踏まえ、都道府県と市町村の法律上の役割分担を見直すべき

## 県における創業支援の取組と権限移譲の必要性について

平成26年8月26日  
九州地方知事会  
(大分県商工労働部経営金融支援室)

### 1. 県独自の創業支援の取組

九州・山口各県では、それぞれ工夫を行い各県独自の創業支援の取組を実施。

#### (1) 大分県の取組例（おおいた創業促進事業）

##### ① スタートアップ支援機関連絡会議

創業支援の関係機関が個別に実施している支援情報を共有するとともに、創業希望者の掘り起こし、創業希望者への情報提供、助言・指導等に関する意見交換を行い、効果的な創業支援を実践することを目指し、平成24年4月に設置。

##### 【参加機関】

商工団体、中核的支援機関、金融機関、信用保証協会、県内ベンチャーキャピタル、公設試験研究機関 等（事務局：大分県）

##### 【支援実績】（平成25年度 参加機関トータル）

- ・創業相談件数 1, 534件（24年度は1, 169件 +31.2%）
- ・創業実現件数 424件（24年度は 304件 +39.5%）

##### ② おおいた創業セミナーの開催

創業希望者の準備段階に応じ、創業に必要な事業計画作成、マーケティング、手続き等の知識習得や、人脈形成等を支援するセミナーを開催。

### 2. 県と市町村「創業支援事業計画」との連携可能性（権限移譲のメリット）

#### (1) 相互補完的な施策の立案・実践

市町村の実施している「UIターン支援」「地域資源活用促進」など創業支援と親和性の高い施策と、県及び支援機関が既の実施している創業支援施策の連携について、計画作成段階からすり合わせを行うことで、実践段階での連携体制も円滑化することが期待される。

また、県、市町村双方の支援施策立案に当たっても、計画作成、計画変更の過程で情報を共有することで、補完性を高めることが可能となる。

#### (2) 地域の創業動向に関する情報集約と活用

これまで創業支援窓口を設置していなかった市町村にとって、域内の創業支援に関

するデータ取得、目標設定等は困難。

県が「スタートアップ支援機関連絡会議」から収集した情報を適宜市町村に提供（将来的には双方の情報を共有）することで、計画作成、施策立案に資する。

#### （３）県域で活動する支援機関との連絡・調整

商工団体、金融機関等では、県域を束ねる本部等で情報集約、意思決定等が行われているケースが多い。

そうした本部との連絡・調整の役割を認定機関としての県が担うことで、作成する計画の実効性を高める。

#### （４）規模の小さい市町村の連携支援

単独では創業支援事業計画の作成が困難（支援メニュー新設や一定数の創業希望者の確保など）な市町村について、県の仲介により近隣市町村との連携計画を作成することで、より多くの創業者が法に基づく支援を受けられる。

#### （５）手続きの迅速化

各都道府県が管内市区町村の計画作成に対する事前調整、審査事務等を行うことで、現在地方経済産業局が行っている事前調整、中小企業庁を中心に行っている審査よりも大幅に短い期間で計画認定が可能となり、市区町村がスピーディに計画を実行に移せる。

### 3. 国に担っていただきたい役割

#### （１）全国的な競争的資金（補助金・交付金等）の実施

（独）中小企業基盤整備機構が実施している「創業補助金」や、総務省所管の「地域経済循環創造事業交付金」等については、県内の創業希望者や市町村に積極的な活用を呼びかけているところ。

こうした競争的資金へのエントリーは、事業計画の精度向上や、新規性・独自性の深掘りなどに有用であり、全国から寄せられる計画との比較審査を受けることで、計画のレベルアップにもつながる。

都道府県に認定権限が移譲された場合であっても、全国的な競争的資金については、継続して実施していただきたい。

#### （２）特定創業支援事業を受けた創業者に対する支援措置の拡充

産業競争力強化法第113条に基づき市町村が作成し、認定を取得し創業支援事業計画に記載された「特定創業支援事業」を受けた創業者に対する支援措置は、法人設立時の登記に係る登録免許税の軽減等があるが、創業者が法に基づく創業支援を受ける意欲をさらに喚起するため、引き続き支援措置の拡充をお願いしたい。

## 地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲に関する愛知県の意見

## 1 本県の主張のポイント

平成23年の法改正で地域産業資源認定の権限が国から都道府県へ

⇔地域産業資源活用事業計画の認定、補助金の交付は国に残る

- ・地域産業資源の認定と活用で主管官庁が異なるのは、一つの制度として首尾一貫しない。
- ・中小企業の支援窓口が分かれてしまい、事業者にわかりにくい。

→事業計画認定、補助金交付の権限が都道府県に移譲されれば、一元的に実施できる。

◇本県では、地域産業資源活用の基本的な支援策として「あいち中小企業応援ファンド」を基金により実施しており、より高度な取組を対象とする当該補助金と一体的な運用が可能。

## 2 経済産業省の主張に対する反論

(1)「申請時に県の意見を反映できる」という点について

- ・事業計画申請書は、中小企業基盤整備機構が相談段階から作成を指導して県に提出しており、県は機構の事前協議にオブザーバー参加のみと関与が限定的なため、申請時の意見は形式的なものにならざるをえない。

(2)「全国レベルの先端的なモデル事業を全国的な視点で認定する必要」という点について

- ・全国の採択事例を見れば、地域によって分野の偏在、技術水準のバラツキがあり、経済産業局ごとの採択で、地域を超えた連携が見られない。
- ・事業計画採択者の1/4が「あいち中小企業応援ファンド」の採択事業者(68社中14社)。  
→本県が地域産業資源を活用した中小企業の新事業展開の情報を十分持っており、一元的に施策を担うことができることの証左。

## 3 本県が想定しているスキーム

(1) 財源

都道府県へ交付金を交付、或いは都道府県に基金を造成(所要額を実効的に確保するため、税源移譲、一般財源化は求めない)。事業計画認定・補助金交付に係る事務費の措置も必要。

(2) 補助額

現行は事業期間5年、3,000万円以内だが、5年は事業者にとってハードルが高い。利用しやすくするため3年、2,000万円以内で都道府県が決められるようにする。  
認定件数は、現状の年間10件程度から、期間短縮すればさらに増加。

(3) 申請手続

申請書が詳細すぎるため事業者負担が大きく、低利用の原因なので、申請書類の簡素化を図る。

(4) 補助事業の内容

ほぼ現行どおり。経済産業省が基本方針を示す場合には、都道府県の自由度を高められたい。

(5) 中小企業基盤整備機構による支援

制度の周知、計画等の申請審査への助言、フォローアップのハンズオン支援等について、ノウハウの蓄積がある機構に引き続き支援を求めていく。

(6) 事務体制

申請に関する一部増員、アドバイザーの委嘱等が必要となるが、申請書類の簡素化により効率性はあまり変わらない。

## 地域産業資源活用事業計画の認定権限等の都道府県への移譲

H26.8.21 広島県

### 1 提案事項

中小企業者が行う地域産業資源を活用した新事業展開支援に係る権限及び財源を都道府県知事に移譲する。

### 2 求める措置の具体的内容

都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限及びその支援措置に係る財源を都道府県知事に移譲する。

- ① 都道府県が指定する地域産業資源について中小企業者が作成する地域産業資源活用事業計画の認定権限(法第6条)
- ② 支援措置に係る財源
  - ・ 認定後の補助金
  - ・ 事業運用のための体制整備に係る経費

#### <参考：補助金の一般的スキーム>

上限：3,000万円（1事業計画当たり）

補助率：2/3以内

内容：新商品の開発，試作品開発，展示会出展などに係る費用に補助

### 3 提案の理由

地方が地域の中小企業・経済団体のニーズに基づき、きめ細かい支援を行うことが必要であり、また、地域振興に関するものであることから、個々の地域が有する地域産業資源の強みを生かした事業展開を行うため、都道府県の自由度を高めることが適当と考えられる。

現行では、国の計画承認手続きが、概ね7月、10月、2月の年3回とされているが、都道府県が認定を行うことで、必要な時期に必要な回数を実施でき、実効性の高い施策展開ができる。

### 4 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性

本県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、創業、新事業展開、経営革新、販路拡大等の支援を行っている。一方、経済産業省においても、中小企業支援施策を実施しており、中小企業支援に関して、国と都道府県で窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。

当該事業について、都道府県が一元的に担うことにより、ワンストップで効率的な事業実施が可能になるとともに、事例の課題に応じて、上記の県の施策とあわせて、継続的かつきめ細やかな支援を行うことが可能となる。

特に、都道府県が指定する地域産業資源についての中小企業の新事業展開については、地域資源を認定する県がよりその地域の情報やネットワークを有すると考えるため、効率的である。

#### <広島県及び関係機関で行う中小企業支援策の例>

##### ◆資金支援（新事業創出チャレンジ企業支援事業助成金）

地域の「強み」となり得る先進的な技術・ノウハウ等を活用した新事業創出支援するために必要な経費を助成。対象は、事業化促進事業及び市場化促進事業。

##### ◆集中支援（チーム型支援）

新事業展開や経営革新に取り組み、新たな成長を目指す意欲のある中小企業に対して、マーケティング・セールス・ブランディング、デザイン、知的財産、生産管理等の経営戦略を通じて売上高や雇用増、企業価値向上が図られることを目的に全国トップレベルのプロフェッショナルで構成されたチームにより、集中支援を行う。

##### ◆経営革新支援（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新計画に係る承認）

新商品・新サービスの開発などの中小企業の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援。

##### ◆販路開拓

商談会開催、見本市出展、広島ブランドショップTAUでのテストマーケティング等。